

身体的拘束等の適正化に関する指針

医療法人弘仁会 南和病院介護医療院

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体的拘束等の原則禁止

身体的拘束等は入所者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。医療法人弘仁会南和病院介護医療院（以下「当院」という。）は、入所者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

(2) 身体的拘束等に該当する具体的な行為（例）

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

※『身体拘束ゼロへの手引き』（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より抜粋

(3) 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も入所者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

2 身体的拘束等適正化に関する行動規範

次の仕組みを通して身体的拘束等の必要性を除くよう努めます。

- ① 入所者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。
入所者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束等を誘発する

リスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

当院院長等が率先して施設内外の研修に参加するなど、当院全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について当院全体で習熟に努めます。

③ 身体的拘束等適正化のため入所者・ご家族と話し合います。

ご家族と入所者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

3 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束等適正化検討委員会(以下「委員会」という)を設置し、当院で身体的拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束等を実施していた入所者に係る状況の確認を含みます。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束等の実施状況の確認や3要件(切迫性・非代替性・一時性)を具体的に検討します。

(2) 記録及び周知

委員会での検討内容の議事録を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、看護・介護職員その他の職員に周知徹底します。

4 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のため看護・介護職員その他の職員について、職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

5 介護等の現場で身体的拘束等の必要性が懸念される事態が発生した場合の対応(別紙対応フロー図参照)

(1) 3要件の確認

- ・切迫性：入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一時性：身体的拘束等が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

入所者の態様を踏まえ身体的拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束等を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 身体的拘束等に関する同意書

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

6 緊急やむを得ない身体的拘束等に関する入所者の日々の態様記録

緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合には、身体的拘束等の実施状況や入所者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

7 当指針の閲覧

当指針は、入所者及び家族がいつでも当院内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

令和6年1月29日より施行します。

一部改訂

令和8年4月1日

令和8年7月29日

身体的拘束等適正化 対応フロー図

